

<<以下、仮訳であり、ご利用に当たっては、原文もご確認下さい>>

18 項

第 138 号

特別セクション 47 N

政府官報

2021 年 3 月 2 日

工業省告示（仮訳）

件名 ; 工業省工場局が責任と権限を持っている有害物質法（第 2 版）仏歴 2563 年（西暦 2020 年）に関する生産者、輸入者、輸出者、及び所有者の事実申告に関する通知

有害物質法（仏歴 2535 年；西暦 1992 年）の第 5 条 3 項、及び有害物質法（No.4）（仏歴 2562 年；西暦 2019 年）によって修正された有害物質法（仏歴 2535 年；西暦 1992 年）の第 20 条（1）によって、工業省大臣は、有害物質委員会の意見により以下のように告示する。

工業省工場局が責任と権限を持っている有害物質法（仏歴 2547 年；西暦 2004 年）に於ける生産者、輸入者、輸出者、及び所有者による事実申告に関する工業省告示の第 4 条第 1 項の規定を廃止し、代わりに以下の条項を使用する。

「この告示の末尾に添付された有害物質名リストに記載された有害物質を所持しているか又は所持したことのある製造者、輸入者、輸出者及び所有者は、この発表に添付された有害物質のリストに従って有害物質名リスト内の名称毎に 100kg 以上の量について、1 月～6 月の期間、及び 7 月～12 月の期間について、以下の事実をこの公告の末尾に添付されている書式 7、7.1 及び 7.2（何れも Word/Excel 形式）に従って、管轄官庁に申告すること。

有害物質名、組成式と含有比率、商標名、一般名又は略称名（ある場合）、第 2 種有害物質に関する通知番号又はライセンス番号、及び登録証番号（ある場合）、生産、輸入、輸出、及び所有している数量、販売、使用、及び配布した数量、購入者及び使用者の個人識別番号と名前、そして使用目的」

本告示は、政府官報に掲載された日の翌日から有効となる。

告示日；仏歴 2563 年（西暦 2020 年）12 月 18 日

工業省大臣

Suriya Chungrungrangkit